慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	蒋永敬著『ボロディンと武漢政権』
Sub Title	蒋永敬著『鮑羅廷与武漢政権』
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.5 (1971. 5) ,p.147- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710515-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

おいても、失業率が六パーセント以上を上回つている以上、インフレーションを抑制することに努力しながら赤字予算を組まざるをえないような事態となつているのが現状である。

一九七二年における共和党の最大かつ最強の大統領候補者である現職ニクソン大統領は、最近の大統領の殆んどがもつていたパーソナルな強味をもつていない弱味がある。アイゼンハワーには《父親のイメージ》(father image)、J・F・ケネディには《勇敢な兄貴》の魅力があつた。ジョンソン大統領はその執政の後期には不人気であつたとはいえ、少々泥臭くても、どこにでもいる《われわれの小父さん》というイメージがあつた。そのようなパーソナルな魅力に欠けるニクソンは、正に《プロフェショナルな大統領》(professional President)[8]として政策で勝負しなければならない。一九七二年の大統領選挙までにヴェトナム戦争が予定通りの解決の方向を辿つていなければ、ディ・エスカレーションの過程においてもニクソン大統領に対するクレディビリティ・ギャップが生ずる可能性は大であるし、経済の不況は民主党に共和党に対する最大の攻撃の武器をあたえることになる。ニクソン政権にとつて政策上の僅かな破綻も一九七二年の勝利の可能性を閉ざす道につながるのである。

(1) R. M. Scammon and B. J. Wattenberg, op. cit., pp. 40-43.
(2) Ibid., p. 44.
(3) Ibid., pp. 295-296.
(4) Ibid., p. 295.
(5) Newsweek, October 19, 1970, p. 21.
(6) ニクソン大統領、アグニュー副大統領が後援した候補者の結果については、Congressional Quarterly Weekly Report, Vol. XXVIII, No. 46, Nov. 6, 1970, p. 2755 も参照のこと。
(7) R. M. Scammon and B. J. Wattenberg, op. cit., p. 298.
(8) Newsweek, November 16, 1970, p. 34.

(太田俊太郎)

蔣　永敬著

『鮑羅廷与武漢政権』

民国五二（一九六三）年、台北、中国学術著作奨励委員会、四五三頁

『ボロディンと武漢政権』

一

本書は、一九六三年に出版されたものであり、新刊書紹介の意味をも兼ね備えた本書評欄でとりあげられるには若干古きに失する感を免れないが、武漢政府の諸問題を研究するにあたつて、本書のもつ視角の問題性とそこで利用されている資料の重要性のゆえに、私は、ここで敢えて本書をとりあげることにした。

本書は、その題名の示すように、武漢政府の成立・発展・崩壊の過程における、ボロディンの役割を解明しようとする試みであるが、そこでとりあげられている諸問題は、ボロディンの問題にのみ

限定されることなく、武漢政府における国民党左派、反帝国主義的大衆運動等のより広範な諸問題に及んでいる。武漢政府におけるボロディンの役割、および、その影響力の度合いを検討することは、本書を読むにあたつて、私の関心外のことである。そこで、私は、つぎの二つの観点から、本書のもつ問題点を検討してゆこうと思う。その第一は、武漢政府における国民党左派およびその政治路線の問題であり、その第二は、本書に利用されている資料の問題である。本論に入る前に、まず武漢政府の概略について述べることから始めよう。

ここに言う武漢政府とは、一九二七年一月一日に、広東における国民政府を武漢に移転するという形式をもつて成立し、同年七月一五日、武漢における国民党左派の分共会議によつて、国共提携が崩壊するまでの政府を指す。一九二六年七月に蔣介石の指揮下に広州を出発した国民革命軍の北伐は、破竹の勢いで進展し、早くも七月には長沙を、一〇月には武漢を、一一月には南昌を占領するにいたつた。この間、中共は、北伐軍通過地域で労働者・農民を中心とする大衆を組織していつたのと並行して、国民党左派は、中共の組織した大衆を運動推進の力の基盤として受け入れつつ、南昌を主張する蔣介石に反対して、中共との協力のもとに、当時の労働運動の中心地の一つであつた武漢に集結したのである。

武漢政府の成立によつて、武漢を中心とする大衆運動のより一層の発展がもたらされた。一九二七年一月三日には漢口において、一月六日には九江において、革命的大衆がイギリス官憲と衝突し、両地においてイギリスの租界を一時的に回収するという事件が勃発した。武漢政府は、この反帝国主義的大衆運動を積極的に援助し、指導しさえした。一九二七年三月一〇日から一七日にかけて武漢で開かれた中国国民党第二期中央執行委員会第三次全体会議(三中全会)は、国民党左派と中共との協力の下に、宣言を発表し、決議を採択した。これらの諸文書は、北伐の進展を反映するとともに、蔣介石との対決姿勢を強め、㈠帝国主義に対する闘争と勝利、㈡大衆運動、とくに農民運動に対する配慮、㈢中央執行委員会の権限強化と国共協力関係の維持、の諸点を明確にした。㈠の点について、宣言は、北伐軍の武漢占領を高く評価し、この事実を契機として、反帝反封建の国民革命運動の「新たな時期」が到来したと述べるとともに、イギリス帝国主義に対する敵意と闘争をとくに強調していた。㈡の点について、宣言は、一方で、帝国主義に加えて「国民政府統治区域内の一切の反革命勢力、反動派、買弁、大地主、安福、交通、研究、外交各系」を反革命勢力として設定し、他方で、「労働者、農民および都市の広大な民衆」を革命勢力として対置している。かかる革命勢力の発展は、「国民革命の利益に反しないばかりでなく、まさに国民革命の力を増大させる」のである。すなわち、ここを貫くのは、革命的大衆運動の発展は、革命政権の強化をもたらすという立場であり、その限りにおいて、大衆運動の役割は積極的に評価され、それを抑制する方向はあらわれていないのである。さらに、宣言は、北伐軍の進出後、湖南・湖北・江西各省で発展した農民運動を高く評価し、農民こそ「革命擁護の主要力量」で

ある、と述べている。農民問題の中心は貧農問題であり、さらにつきつめれば、土地問題である。党は、この観点から、地主に対する農民の「土地獲得の闘争」を支持していた。しかし、宣言は、後に問題となる党の中小地主に対する態度に言及しておらず、かつまた、農民の土地獲得の方法について、土地没収を肯定するのか否かの点を明らかにしていなかつた。㈢の点について、諸決議は、中央執行委員会の権限を強化し、軍事委員会をそれに従属させ、国民革命軍総司令を軍事委員会委員の一員とすることによつて、蔣介石の地位を弱体化する反面、中共の国民政府参加を認め、労農運動に対する共同の指導を主張していた。(1) このようにして三中全会で確認された、蔣介石の影響力を排除し、反帝国主義的大衆運動を急進化させる方向は、ただちに現実のものとなつてあらわれた。

北伐中の国民革命軍が上海に迫つた一九二七年三月二一日に、中共指導下の労働者が上海で三度目の暴動を起こしたことは、上海占領にあたつて、中共が蔣介石に対して主導権をとろうとしたことを意味するとともに、帝国主義諸国との対立を一層激化させ、国民革命軍総司令としての蔣介石を帝国主義諸国との対立の最前列に立たせる結果をもたらした。続いて、三月二四日には、中共の影響力の強い程潜揮下の第二軍と第六軍が南京を占拠し、再び帝国主義諸国との間に衝突が発生した。この、いわゆる南京事件は、帝国主義列強との間に立つ蔣介石をして、ますますその困難を痛感せしめるとともに、彼が反共的行動を決意する直接的きつかけとなつた。さらに、蔣介石と中共との対立が尖鋭化した状況のなかに、左派の指導者と目されていた汪精衛がヨーロッパより帰国した。汪は、蔣の期待に反し、四月六日に中共指導者陳独秀との間で宣言を発し、中国革命の必要とするのは、「民主独裁」であり、そのために中共と協力していくという方針を明らかにすることによつて、武漢政府の蔣介石に対する態度を硬化させていつた。かくて、蔣は、四月一二日に上海で反共クーデターを決行するとともに、一八日には、武漢に対抗して南京に国民政府を樹立したのである。

蔣介石の反共化と武漢政府に対する帝国主義諸国の圧力に直面して、ボロディンは、四月二〇日に、武漢中央に対して「戦略退却」の政策を提案した。彼の見解によると、帝国主義者が武力で圧迫を加えてくる時の理由は、「国民政府の下で外国の居留民が継続して商業を営むことができないということである。また、われわれ自身の側の民衆も、よく帝国主義打倒の意味を誤解し、一つの外国人経営の商社を打倒するか、あるいは、一軒の商店を打倒することが、全体の帝国主義が命を捨てる時であると考える」からである。「したがつて、現在のいわゆる退却とは、外国人居留民に、国民政府管轄の各地で、制限を受けずに商業を営む権利をもたせようとするものである。」この政策は、「一面では失業労働者の数を減らし、失業労働者の困苦をときほぐすものであり、他面では、帝国主義に口実を与えず、彼等の人民が彼等の政府のわれわれに対する武装干渉に賛成しないようにしようとするものであつた」（本書、一七五―七頁）。要するに、ここに述べられたボロディンの「戦略退却」の政策とは、激化する反帝国主義的大衆運動を一定の限度内で抑え、

帝国主義列強・蔣介石と武漢政府との衝突を回避することによつて、武漢政府の安全を確保しようとするものであつた。ボロディンの提案を受けて開かれた国共両党聯席談話会で討論された戦略退却の実行問題について、汪精衛は、四月二五日に、その結果をつぎのように報告している。まず、外交方面については、外国人の「生命・財産を保護し、彼等の商業を恢復し、そして、中央から湖南・江西へ人員を派遣し、外交方針を宣伝して、彼等帝国主義者に口実を与えないようにする」ことである。第二は、商務と交通の恢復の問題である。商務恢復のなかで最も重要な問題は為替であるが、この問題については、「外交、財政両部が中外の財政専門家と清算委員会を組織し、完全なやり方を討論する」。交通の恢復の問題については、外交、交通両部が外国系の企業と協議するとともに、国民政府が長江の航運保護を命令することであつた。さらに、第三の失業労働者の問題については、工人、労工両部が注意することになつていた（一八一―一二頁）。汪精衛のこの報告は、明らかにボロディンの提案の趣旨を受けついで、外交・商務・交通・労働の諸問題に武漢政府が介入し、反帝国主義的大衆運動を抑えることによつて、帝国主義列強の利益を一定の限度内で保護することを目的としていた、といえるのである。

中共の内部においても、激化する大衆運動と帝国主義諸国との矛盾をいかに解決するか、という武漢政府が直面したのと同じ問題が存在していた。この問題は、中共においては、大衆運動への支援と国共合作維持との関係の問題という形をとつてあらわれた。すでに、一九二六年一二月のコミンテルン第七回プレナム決議は、中国における労農運動の強化と国共合作の維持を要求していた。したがつて、国民党左派分子を中心とする武漢政府が、大衆運動の急進化を抑え、帝国主義との妥協をはかることによつて、当面する困難を乗り切つていこうとしている以上、中共は、コミンテルンの要求する労農運動の強化と国共合作の維持という二つの要素をいかに実現していくのか、という問題に直面せざるをえなかつたのである。一九二七年四月二七日から武漢で開かれた中共五全大会において、当時中共指導部にあつた陳独秀は、コミンテルンの要求する労農運動の強化と国共合作の維持とを矛盾する要素と考え、反帝国主義的大衆運動を抑制する挙に出た。これに対して、瞿秋白らは、労農運動の激化こそ、国共合作の維持、ならびに、武漢政府の強化をもたらすことを主張して、陳独秀の立場に反対したが、陳は依然として総書記の地位に選出された。しかし、中共指導下の大衆運動、とくに毛沢東の指導する湖南省の農民運動は、武漢中央および中共中央の意図をはるかに越えて急進化したために、蔣介石の武漢政府に対する圧力とともに、やがて武漢政府そのものの反共化を招く主要な要因となつたのである。(2)

武漢政府の頼りとする軍事的基盤は、主として、唐生智と馮玉祥の軍隊であつた。唐生智の武漢政府に対する軍事的支持の性格は、革命運動への献身というよりも、機会主義的なものであつた。すなわち、彼は、武漢政府を基礎にして、蔣介石と馮玉祥に対して、国民革命における軍事的指導権を掌握しようとしていた。かくて、一

九二七年四月一九日に、唐生智揮下の軍隊を主力とする武漢政府軍は、第二次北伐に出発した。しかし、先に述べた大衆運動、とくに湖南における農民運動の激化は、一部で中小地主の土地没収にまで及ぶ急進的なものに発展したために、将校の間に多くの地主層出身者をもつ唐生智の軍隊は動揺をひき起こし、五月一七日武昌附近における夏斗寅、および、五月二一日長沙における許克祥の反共クーデターが発生したのである。つぎに馮玉祥についてであるが、そもそも武漢政府の第二次北伐は、武漢政府が馮の河南進駐を認めることによって、彼の協力をとりつけ、馮の地盤とする西北から内蒙古、ソ連への連絡を確保しようとするものであった。武漢政府軍北伐途上の六月六日、河南省鄭州において、汪精衛らの武漢政府指導者と馮玉祥との間で会談が行なわれ、馮の武漢政府からの独立的立場と彼の武漢政府への協力が確認されたが、他面では、馮は、蔣介石と唐生智とを協力に導きつつ、共同して北伐にあたる計画をもつていたと言われている。その後、六月一九日に馮は徐州で蔣介石と会い、表面的には、武漢・南京両政府を合体させようとする従来の立場を主張したが、実際上は、武漢・南京の共同北伐を主張することによつて、武漢の容共態度に反対し、蔣介石に接近しつつ、反共的態度を明確にしていつたのである(三八〇―一頁)。

経済封鎖を含む南京側からの圧迫、反帝国主義的大衆運動の急進化、武漢政府を支持する軍隊の反共化の諸要因は、武漢政府中央にある国民党左派の反共化を促進せざるをえなかつた。このような中国における情勢の進展と平行して、一九二七年五月一八日よりコミンテルンは第八回プレナムを開き、六月には中共に対して、土地没収を含む土地革命の実行、中共党員二万・労農分子五万からなる新編成の軍隊の建設、武漢国民党の大衆的改造の諸点を指令するにいたつた。この指令が、たまたま、武漢駐在のコミンテルン代表、M・N・ロイから汪精衛に示されたために、このことが直接的契機となつて、汪は反共的態度を固め、七月一五日の武漢分共会議において、中共との分裂を決行した。これに対して、中共側でも、七月のコミンテルン執行委員会の決議に基づき、「武漢政府の革命的役割は終結を告げ」たという認識にたつて、武漢政府を示威退出していつた。ここに武漢政府は崩壊していつたのである。

二

著者は、本書のなかで、武漢政府における国民党左派、および、その政治路線とは何か、という問題に直接答えているわけではない。事実、武漢政府に結集した国民党指導者を列挙し、彼等個々人の思想と行動を調べあげ、その共通要素をとり出すことによつて国民党左派の政治路線を明らかにすることができるかどうかは疑問である。なぜなら、武漢政府のなかにあつても、譚延闓のように終始反共的態度を強く表面に出していた人もあれば、鄧演達のように非常に強い容共的立場を持していた人もあり、また唐生智のように軍事的機会主義の立場から武漢政府に参加していた人もあつたからである。私は、必ずしもこの方法の可能性を否定するものではないが、これら種々雑多な傾向をもつ個々の指導者に共通する性格から

帰納的に導き出された国民党左派の性格というものが、果して武漢政府の盛衰を説明するのにどの程度有効であるか疑問に思う。そこで、私は、そのような方法を斥ぞけ、武漢政府のおかれていた政治的状況との関連において、総体としての国民党左派の政治路線を考えてみようと思うのである。

先に述べたように、武漢政府は、北伐途上に組織・拡大された大衆運動を基盤にもつ中共と国民党内の急進分子、いわゆる国民党左派との協力の上に、蔣介石に対抗して組織された。したがつて、このような武漢政府成立の状況から導き出される、国民党左派の最高指導部の人的構成は、武漢政府の設立を準備するために一九二六年一二月一三日に武昌で成立した、中国国民党中央執行委員暨国民政府委員臨時聯席会議（以下、臨時聯席会議と略称）、および、反蔣的態度を明確にした、一九二七年三月の武漢における国民党三中全会に参加した、候補を含む国民党中央執監委員中の国民党員からなる。譚延闓、孫科、徐謙、宋子文、陳友仁、陳公博、顧孟餘、宋慶齢、何香凝、經享頤、丁惟汾、王法勤、柏文蔚、彭沢民、鄧演達、詹大悲、陳其瑗、丁超五、朱霽青、謝晋、鄧懋修、李宗仁、周啓剛、王楽平、唐生智らの人々がそれである（三三、四六頁）。これらの人々以外に、一九二七年四月にヨーロッパより帰国した汪精衛がそれに加えられるべきことは疑う余地がない。しかし、武漢の中央指導部に参画するこれらの指導者が、全国に散在する地方党部に対してどの程度の影響力をもつていたのか、という問題に著者は言及していない。この点は、今後の国民党左派研究の課題の一つとなるであろう。そこで、これら指導者の個々の思想と行動ではなく、各々の局面において武漢政府がとつた諸政策、それらの諸政策の決定と執行に対する左派指導者の参画の度合と仕方の検討を通して、国民党左派の政治路線を解明することが次の課題となる。著者は、この問題をいわゆる三大政策との関連において理解しようとしている。

著者は、武漢において国共がまさに分裂しようとしていた一九二七年七月一五日の顧孟餘の発言を引用し、三大政策――連ソ・容共・労農扶助――は、一九二七年一月に顧が江西省から武漢に来たとき、ボロディンが初めて言い出したものであること、それは、「いかなる会議の決定も経ておらず、共産党の出すぎた行為」であることを主張する。したがつて、『三大政策』は、実はボロディンと共産党徒が国民党に代つて製造したものであり、国民党人と一般軍民をだますために用いたものである」、ということになる（八一―二頁）。しかるに、著者の見解によると、ボロディンが国民党をあざむくために作り出した三大政策が、国民党左派の指導者である汪精衛によつて受け入れられたのである。汪精衛は、ヨーロッパより帰国して武漢へ赴むいた一九二七年四月はじめに、孫文の示した三つの革命の路について述べ、「第一は、世界の革命的民族と連合し、共同して帝国主義に反対することであり、これは連ソ政策である。第二は、国内の一切の革命分子と連合して帝国主義に反対することであり、これは連共政策である。第三は、全国の最大多数の最も貧しく、最も圧迫を受けた分子を喚起して、革命の指導者としようとすることであり、これが農工政策である」、と説明している（八三頁）。

すなわち、汪精衛は、孫文の遺した革命の路を三大政策によつて説明しようとしているのである。かくて、著者によれば、「武漢政権は、ロシア共産党のボロディンが、一九二六年一二月に、武漢で『中国国民党』の旗印を利用してうち建てた赤色政権である。……翌年三月、武漢で……『三中全会』を開催した後、連合政権の形式を組織し、汪精衛を利用して中心となし、ために、その政権のいわゆる連ソ、連共、農工の『三大政策』を推行せしめた」のであつた(一頁)。

そこで、つぎの問題は、ボロディンの指示する三大政策を主要な政策目標として受け入れた国民党左派が、その政策を執行する過程で生じた諸問題をいかに処理していつたか、ということを検討することである。国民党左派の連ソ政策が、その反帝国主義政策の一環であつたことは、すでに述べた通りである。この観点から、武漢政府は、ボロディン、M・N・ロイらのソ連およびコミンテルンからの顧問団を受け入れ、その指導を仰いでいたのである。さらに、中共との関係について、武漢政府における国民党左派は、蔣介石に対して、度々容共的態度を表明してきた。三月の武漢における国民党三中全会で決議された「統一革命勢力案」は、㈠民衆運動を統一すること、とくに農民と工人運動を国共両党が共同指導すること、㈡責任ある中共党員を国民政府、省政府に参加させること、㈢コミンテルンおよび中共の機関紙と国民党の機関紙との相互批判は、合作の精神に違反しないこと、㈣国民党はコミンテルンへ代表を派遣し、中国革命と世界革命との関係の問題を協議すること、の諸点を確認し、コミンテルン、中共との協力を表明した(五〇―一頁)。また、四月六日に帰国間もない汪精衛は、蔣介石ら南京側の指導者の説得を聞き入れず、中共指導者陳独秀との間で宣言を発し、「中国が必要とするのは、各被圧迫階級の民主独裁を建立して、反革命に対抗することであり、無産階級独裁などではない。中国国民党の多くの同志で、中国共産党の革命理論、および、その中国国民党に対する真実の態度を理解している人は、孫総理の連共政策を懐疑しないはずだ」と述べ、容共政策を擁護したのである(八一頁)。さらに、汪精衛は、四月に「左派分子の観念」として、㈠中国が今日必要としているのは国民革命である。㈡国民革命時代に努力しなければならないのは、一つは反帝国主義であり、一つは農工運動を提唱することである。中共は、㈠㈡の点において努力しているがゆえに、国民革命に参加しうる。㈢中国の国民革命は三民主義の路を進むのであつて、ブルジョア民主主義の路を進むのではない。三民主義の路を進む限り、左派と中共とは衝突しない。㈣民主主義とマルクス主義は「条理方法」において異なるが、変化していく現実の社会環境のなかでは必ずしも矛盾するものではない、との四点を主張した(八四―五頁)。要するに、ここで汪は、国民党左派分子の主要な任務が中共との協力のもとに、反帝国主義的大衆運動を展開することである、ということを示唆していたということである。このように国民党左派の容共政策を強調する著者は、七月一五日の武漢における分共会議の声明さえ、反共攻勢に対して中共を保護しようとする左派の「偽装」工作であるという胡漢民の指摘を採用しようとしているのである(四〇六頁)。

このような国民党左派の容共政策の擁護は、中共が直接指導する反帝国主義的労農運動の激化によつてもたらされた結果をいかに処理していくか、という問題を生み出してくる。この問題にかんして、著者は、まず、反帝国主義的大衆運動に対する中共の煽動もしくは指導性を強調する。たとえば、一月の漢口と九江における租界回収は、両地における中国人民衆とイギリス人との衝突にその端を発するものであつた。しかし、当時、ボロディンと中共は、日米両国に対して柔軟な態度をとることによつてイギリスを孤立させる政策をとつていたために、武漢政府はその妥協的解決を斥ぞけ、革命的大衆による租界の回収を容認し、かつまた援助するにいたつたのである（九三―一〇三頁）。三月に勃発した上海労働者の第三次暴動は、蔣介石指揮下の国民革命軍が上海進駐を目前にして、中共の直接的指導下に行なわれたものであつた。さらに、著者は、南京事件が中共の陰謀によるものであることを主張するとともに、四月の漢口惨案においても、日本人水兵の暴挙と並列して、大衆の激しい行動に対する中共の煽動を非難しようとしていた（一二三、一四三頁）。これらの反帝国主義的大衆運動の他に、著者は、各地における中共指導下の労農運動が大きな混乱を惹き起こしたことを批判していた。そこで、つぎの問題は、激化する大衆運動の力とその結果を国民党左派がいかに受けとめていつたか、ということにかんする著者の分析である。

激化する反帝国主義的大衆運動は、生産の減少と失業者の増加をもたらした。例えば、一九二七年四月の武漢における失業者数は、三〇万人に達していたと言われている（二二八頁）。武漢における生産低落の情勢に直面して、六月二九日に汪精衛はつぎの七つの原因を指摘した。㈠大衆運動のデモとスト、㈡週休制の実行、㈢仮病による病欠の増加、㈣気候、㈤工会の管理する労働者の進退、および、労働者のサボタージュ、㈥労働者が勝手に工場を離れること、㈦機械の老朽化がそれである（二二六頁）。ここで注目すべきことは、生産減少の第一の原因として、汪精衛が大衆運動におけるデモとストをあげていることであり、㈣と㈦の原因以外は、生産減少の原因が、すべて労働者の責任に帰せられていることである。すなわち、このことは、論理的には、労働者側でその運動を控えれば、生産の減少は回復するということであり、労働運動を抑制する方向において武漢政府の直面する困難を解決しようとしていたことを意味するのである。このことは、逆に、労働者に対して、資本家層の利益を保護することになる。この問題に関連して、汪精衛は、五月に中共五全大会に出席した後、武漢党中央に対してつぎのように報告している。中国革命を担う革命勢力は、労働者、農民、都市小ブルジョアジーからなる。「小ブルジョアジーについては、彼等の私有財産を認め、私人商業主義を認めなければならない。……プロレタリアートは、農民と小ブルジョアジーの私有財産を尊重しなければならない」（二四〇頁）。五月一八日の武漢国民党中央執行委員会訓令は、小ブルジョアジーに対する汪精衛の考え方を、より具体的に、より明確に表明している。すなわち、「中国国民革命が成功できるかどうかは、工商業者が国民革命を擁護できるかどうかによつて決まる。

工商業者が国民革命を擁護できるかどうかは、また労農大衆が、工商業者は彼等の親摯の同盟者であるということをはつきり理解するかどうかによつて決まる。国民革命軍の北伐以来、武漢を鎮定し、東南を平定し、労農運動は相当な発展と組織を得た。しかし、長江流域の労農団体は、急速な進展のために、小児病を潜在的に自覚せず、国民革命全体の前途を軽視し、さらに共同作戦の工商業者の同盟者を軽視するようになつた」のである。かかる観点から、この訓令は、㈠労資仲裁条例の制定、㈡労働法の制定、㈢「労働者、店員の過度の要求を制止し」、「その工場、商店の管理に干渉することを禁止すること」、㈣「労働組合あるいはピケット隊が、店主または工場主に対して罰金のおどしをしたり、勝手に逮捕したり、あるいはその他の圧迫方式を使うことは厳禁する」こと、㈤「外国人で中国で工商業を経営する者は、外交部が上記の四項の原則に基づいて、事を処理しなければならない」こと、の五点に及ぶ政策の執行を命令したのである（二四三―四頁）。ここで武漢政府のとつた政策は、明らかに、激化する労働運動を抑制することによつて、小ブルジョアジーの利益を擁護しようとするものであつた。

つぎに農民に対する政策であるが、四月一九日より五月六日にかけて開かれた武漢中央土地委員会拡大会議は、おおむねつぎのような方針を決定した。「理論上、土地はことごとく国有に帰すべきであるということは、本来疑問の余地がない。しかし、目前の客観的事実、全国の政治環境、および、農民自身の力は、どれも、全部の土地を国有に帰することを許すような事情にはない。現在の客観的事実のなかにあつては、ただ政治的没収（部分的没収）のみを行ないうるだけである。小地主と革命軍人の土地は、ことごとく保障されねばならず、地主および小作農制度は、なお完全に消滅させることはできない。土地問題を根本的に解決する方法は、中央の会議が詳細にわたつて、規定できるものでもない」（二七九―八〇頁）。四月二三日の土地問題討論のための審査会議において、何鍵、顧孟餘、徐謙らは、徹底的土地没収に反対し、翌二四日には「革命軍人土地保障条例」を決定した（二九四―七頁）。さらに、汪精衛も、湖南・湖北における農民運動の急進化に批判的であり、六月一日には「農民協会は空前の誤りである」と非難したと伝えられている（二七一頁）。しかし、武漢における国民党左派は、この激化する反帝国主義的労農運動を抑制することができず、自らの政治的使命を断つたのである。かくて、著者の見解を総合すると、武漢政府における国民党左派とは、いわゆる三大政策のなかの連ソ、容共を強調した過程で、中共、ソ連（コミンテルン）分子を積極的に党内に導入したが、それらの指導下にあつた反帝国主義的労農運動の激化によつて、自らのよつて立つ基盤を侵蝕され、三大政策のもう一つの要素である労農運動を制禦できなくなつたがゆえに、中共・ソ連と分裂せざるをえなかつた機会主義的「附共分子」であつた、ということになる。したがつて、著者は、左派の連ソ・容共政策の強調と労農運動に対する支持との矛盾を批判することになるのである。

私は、このような著者の武漢政府における国民党左派の理解の仕方について、つぎの二点から問題にしたいと思う。その第一は、著

者のよつて立つ国民党左派批判の立場の問題であり、第二は、三大政策の矛盾の次元において、国民党左派の政治路線を理解しようとすることの問題である。第一の問題点について、著者はつぎのように述べている。「列強の武力干渉政策は、かならず共産党の過激派に対抗するということを口実とする。この行動は、中国人の対外的仇恨を助長するのにかなつており、共産党に乗ずるすきを与え、共産党の反帝国主義の気勢を助けることができ、それによつて、共産党が時局を操縦するのに有利な条件を作り出すばかりでなく、もう一つの重大な作用は、ボロディンと共産党が反帝国主義的活動を利用して、それによつて蔣総司令の長江下流の軍閥勢力粛清の計画を破壊することを可能にする」、ということであつた（一一三頁）。著者の論法は、帝国主義諸国の干渉が中共の指導する反帝国主義的大衆運動を激化させ、そのことが蔣介石の北伐を阻害する、換言すれば、反帝国主義的大衆運動の激化は、蔣介石の北伐と敵対的に作用する、ということになる。かかる論法によつて、著者は、暗に蔣介石のとつた反共的立場の正当性を支持しているのである。その証拠に、本書は、中共の指導する労農運動が既成の秩序にとつていかに破壊的であつたかということを証明することに重点を置き、大衆運動の力を組織・統合していこうとする観点をもたないのである。したがつて、著者の立場は、基本的には大衆運動の「保護者」としての蔣介石の立場に通じるものをもつている。大衆運動の「保護者」とは、蔣介石が自らの権威の執行を保障する力の基礎として軍事力をもつていたがゆえに、大衆に対する軍隊の保護の諸政策の側面にのみ関心を示し、大衆運動の力に依存する感覚をもたない立場を指すものである。[3] したがつて、保護の対象としての大衆を制禦できなくなつたとき、彼は躊躇なくそれを軍事力によつて抑圧することができた。蔣介石のこの立場は、第三次上海暴動直後の三月二六日に、彼が、一面では共産党の暴動に反対しつつ、他面では列強に対して不平等条約取消を要求して、上海に進駐してきたことのなかに象徴的にあらわれている。すなわち、この時点で、蔣介石は、自らの軍事力を背景として、中共の指導する大衆運動を抑圧し、革命の主導権を握ることによつて、中国民族主義運動のチャンピオンたろうとしていたのである。

そもそも、労農大衆の政治参加は、五四運動以来孫文の胸中を去来していた課題であり、一九二四年の国民党一全大会で承認された。しかし、当時孫文の指導下にあつた国民党の問題は、自ら労農組織をもつのではなく、大衆の政治参加にかんして、その組織者たる中共に依存していたということである。したがつて、孫文亡きあとの国民党にのこされた主要な課題の一つは、中共に依存することによつて大衆の力を党に吸収していくという矛盾を解決することであつた。しかし、軍事力に依存し、基本的には大衆の組織的力を必要としなかつた大衆運動の「保護者」としての蔣介石の立場からは、この矛盾を創造的に解決することは不可能であつた。したがつて、著者は、一全大会の基本的方向を無視する蔣介石と共通の立場に立つて、国民党左派の政治路線を批判していたということになるのである。それでは、国民党左派の政治路線をいかに理解すべきな

のであろうか。これが第二の問題点である。

従来の中国共産党史研究において、武漢政府における中共の党路線を解明するにあたつて、急進化する労農運動と国共合作の維持という二つの要素を矛盾する関係として把握するか否かによつて、基本的には対立する二つの路線の存在することが明らかにされてきた。(4) 著者の国民党左派理解の立場も、三大政策における連ソ・容共政策と労農扶助政策を対立させることによつて、換言すれば、ソ連・中共との協力維持と労農運動の急進化を矛盾するものとして理解することによつて、基本的には、中国共産党史研究の方法を援用していることになる。事実、著者は、註(4)において言及したノースの本を随所で引用している。しかし、問題は、このような中国共産党史研究上の視角の直接的援用では、国民党左派の政治路線の究明には不十分であるということである。なぜなら、そのような視角では、大衆運動が急進化したとき、なぜ国民党左派が中共と分裂せざるをえなかつたかという問題、より具体的には、中共とは区別される、国民党左派特有の政治行動の様式、イデオロギーの構造が解明しえないからである。従来の説明では、この分裂の原因を国民党左派の反革命性、小ブルジョア的二面性、動揺性等の抽象的諸要因に帰せられることが多かつた。たとえ、その原因がより具体的に、すなわち、中小地主の土地没収にまで及ぶ急進的な土地革命が、武漢の国民党左派を支える軍隊に動揺をひき起こし、そのことが国民党への圧力となつた、という形で示されてきたとはいえ、この場合においても、なぜ国民党左派が軍隊と大衆運動を制禦できなかつたのかという観点から、その特有の政治的、イデオロギー的構造が追求されることはなかつた。私は、この点について、すでに、国民党左派の最も有力な指導者の一人である汪精衛を例にとつて、その大衆運動の「統合者」的性格を論じた。(5) 大衆運動の「統合者」的役割とは、大衆の政治参加の必要性を認めつつも、自らその組織化に乗り出さず、中共の組織した大衆の力に依存しつつ、国民党の党機構のなかでその力を利用することによつて、自らの地位を維持していこうとする立場を指す。この観点からすれば、中共指導下の大衆運動が急進化し、それにしたがつて国民党左派の依存すべき大衆組織の基盤が失われてしまつたがゆえに、その立場は、存在意義を失い、崩壊せざるをえなかつた。その場合、力の基盤を欠いた左派にとつて、反共化は一つの結果であつたにすぎず、もう一つの路は親共化であつた。かくて、国民党左派は、大衆運動の「保護者」としての蔣介石とは異なつた過程を通りつつも、一全大会の基本的方向の一つであつた、大衆の政治参加の課題を創造的に解決していくことに失敗していつたのである。本書は、国民党左派のこのような大衆運動へのかかわりあい方を追求することなく、国民党左派の役割を論じていたということになるのである。

三

最後に、本書の利用している資料に一言触れておく必要があると思われる。本書は、武漢政府の研究に最も基本的な多くの原資料を使つている。とくに武漢政府運営の根幹をなしていた聯席会議、三

中全会、中央執行委員会拡大会議及び政治委員会、中央土地委員会、中央農民運動委員会等の会議録は重要である。また、当時の党内の動きを知る上で欠くことのできない多くの未発表文献がそこには含まれている。一九二七年四月の国共両党聯席談話会にかんする汪精衛の報告、許克祥の反共クーデターに際し、武漢の中央執行委員会に宛てた唐生智の通電、武漢中央執行委員会の工商業者の連合にかんする訓令（五月）等はその一例にすぎないのである。

本書で使用されている大部分の原資料は、台湾草屯郊外新庄にある中国国民党中央党部党史委員会の図書館に保存されていることが確認されている。著者の蔣永敬氏は、現在、これらの資料を統轄する中国国民党中央党史史料編纂委員会秘書の地位にあり、早くからこれらの資料に精通しうる立場にあったと思われる。しかし、これらの資料が本書のなかで公刊されているにもかかわらず、武漢政府側のものは秘密資料として一般に公開されない状況にある。私はこれらの資料が一日も早く学会に公開されるとともに、その信憑性の確認できる日を切望してやまない。

（1）三中全会の諸文書については、『中国国民党宣言彙刊』、二一六―二四頁、『中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙刊』、一六七―二〇一頁を参照。

（2）武漢政府における中共の党路線については、石川忠雄「武漢政府は時代の中国共産党」―『中国共産党史研究』（一九五九）、六八―七四頁を参照。

（3）この点については、拙稿「中国国民党第二回全国代表大会をめぐる汪精衛路線と蔣介石路線」―『法学研究』、第四二巻、第一三号（一九六九・一二）、六六頁参照。

（4）例えば、前掲石川論文、ならびに、*M. N. Roy's Mission to China*, by R. C. North and X. J. Eudin, 1963 がある（後者について、私はすでに、『法学研究』第三九巻第一号（一九六六）において書評を試みた）。

（5）前掲、拙稿、五八―九頁参照。

（山田　辰雄）

（一九七一・三・二五）